

令和 5 年 3 月
内 閣 府

官報電子化の検討に当たっての基本的考え方

1. 経緯

官報の発行に関する法律は存在しないが、これまで官報は紙の印刷物として発行されており、また、法令の公布は官報をもって行われている。これらは、一般国民の法的確信を伴う慣習、すなわち慣習法になっていると解されている。

こうした中、令和 4 年 12 月にデジタル臨時行政調査会が決定した「官報電子化」の方針に基づき、内閣府において「官報の発行に関する新法によって電子官報を官報の正本として位置付ける改革」の検討を行うこととなった。

2. 基本的方向

「電子官報を官報の正本として位置付ける」ためには、官報が紙の印刷物であること等の慣習法を変更し、官報の発行を電磁的方法により行うこと、法令の公布を当該官報をもって行うこと等を法定する必要がある。

その際、官報の掲載事項については、官報によって周知すべき事項に関するこれまでの考え方の整理に基づき、現在の官報に掲載されている事項を引き続き掲載する方向とし、その他の官報の発行に関する事項についても、これまで積み重ねられてきた実務慣行等を踏まえ、その内容を成文法化する方向で検討を行うこととする。

3. 官報電子化検討会議の開催趣旨

上記の検討を行うに当たり、「官報電子化検討会議」を開催することとし、官報電子化に関する法制的・実務的な諸課題について、関係省庁等の同席の下、学識経験者に御議論いただき、新法立案に至る検討に資する御知見を頂くこととする。